公益社団法人習志野市シルバー人材センター自動車・器材等貸出要綱

（目的）

第1条　自動車・器材等は、仕事を引き受けた会員自らが用意することが原則とされる。しかし、様々な理由により仕事を引き受けた会員やグループが対応できない場合は、会員の就業機会を確保する観点から、当センターが所有、又は、賃借した自動車・器材等（以下「当センターの自動車・器材等」という。）を特定の会員（自動車の場合は運転免許所持者）に貸出し、業務（搬送業務を含む）を遂行させることとし、貸出しに当たっての管理並びに使用中における事故等についての責任を明確にするためにこの要綱を定める。

（対象となる自動車・器材等）

第2条　貸出しの対象となる自動車・器材等については、予め会長が指定する。

（貸出の条件）

第3条　貸出しに当たり次のことを条件とする。

（１）当センターの自動車・器材等の使用者は、予め定めている自動車・器材等使用許可申請書（様式１）を提出し、会長の許可を得なければならない

（２）会長は第１条、第２条に基づき、自動車・器材等使用許可書（様式２）を発行することができる

（３）当センターの自動車・器材等の使用期間は１年を限度とし、その都度更新するものとする

（４）当センターは、本条第１号、第２号に基づく使用許可期間中といえども、業務に支障のない範囲で、当センターの自動車・器材等を使用することができる

（５）当センターの自動車・器材等を会員に貸出しをするに当たっては、就業の目的によって無償とする

（６）自動車の使用者は、当該自動車を運転するために必要な有効な運転免許を有する者に限るものとし、使用許可申請時、運転免許の更新時その他センターが必要と認めるときは、運転免許証等を事務局に提示し、必要な運転免許を有していることの確認を受けなければならない。

（７）自動車の使用者は、運転免許の取消し、停止、失効、条件の変更その他運転資格に変更が生じたときは、直ちに事務局に報告し、必要な確認を受けるまで当該自動車を使用してはならない。

（使用者の注意義務等）

第４条　安全運転、安全操業について次のことを順守する。

（１）当センターの自動車及び器材等の使用者は、事前に安全性を確認しなければならない。又、異常を発見したときは、直ちに整備し、事務局長に報告するなどの対策を講ずるものとし、使用後の対応も同様とする

（２）自動車の使用者は、運転を開始する前及び運転を終了した後に、安全運転管理者又は安全運転管理者があらかじめ指定した職員による酒気帯びの有無の確認を受けなければならない。確認は、目視等及びアルコール検知器を用いて行い、その確認結果はセンターが記録し、１年間保存するものとする。

（３）酒気帯びの有無の確認において酒気帯びが認められたとき、又は前号の確認を受けないときは、自動車を使用してはならない。

（４）使用中は、安全運転、安全操業を心がけ、当センターの自動車及び器材を毀損、若しくは第三者

に損害を与えることのないよう十分な注意を払わなければならない

（５）自動車の使用者は、過労、病気、体調不良、睡眠不足、薬の服用その他の理由により正常な運転ができないおそれがあるとき、又は認知機能の低下が疑われる言動があり、安全な運転に支障を及ぼすおそれがあるときは、自動車を使用してはならず、直ちに事務局に報告しなければならない。

（６）事故発生のときは、速やかに事務局長に報告する

（７）当センターの自動車・器材等の使用者は、本条各号に基づき、その都度状況報告を事務局長にするものとする

（使用の停止及び使用許可の取消し）

第5条　会長は、当センターの自動車・器材等の使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

（１）この要綱又は使用許可の条件に違反したとき。

（２）自動車の危険な運転又は器材等の危険な使用を行ったとき。

（３）健康状態、心身の状態その他の事情により、安全運転又は使用が困難であると認められるとき。

（４）その他自動車・器材等の安全な使用又は適正な管理を確保するため、会長が必要と認めるとき。

２　前項の規定により使用を停止され、又は使用許可を取り消された者は、当センターの指示に従い、自動車・器材等を速やかに返却しなければならない。

（会員の責任及び賠償）

第6条　当センターの自動車・器材等の使用中に惹き起した事故についての会員の責任及び賠償は次の通りとする。

（１）器材の使用に関する事故についての会員の責任及び賠償については、当センター会員就業規約第２４条、第２５条を適用する

（２）自動車の使用に関する事故についての賠償は、自動車損害賠償責任保険、その他任意自動車保険により担保する

（３）当センターの自動車・器材等を無断使用、又は法令に違反し、並びに故意又は重大な過失により生じた事故の賠償については、本条第１号、第２号の保険適用以外の損害について全て使用者の負担とする

（４）本条の賠償についての責任及び金額等について、当センターと会員間に合意が整わない場合は、理事会において検討する

（その他）

第7条　会員は、この要綱に定めるほか、会長から指示があった場合にはこれに従わなければならない。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月２４日から施行する。

様式１

自動車・器材等使用許可申請書

年　　月　　日

公益社団法人習志野市シルバー人材センター
会　　長　　様

【申請者】

会 員 番 号	
会 員 氏 名	印
住　　所	習志野市
電 話 番 号	047（　　）

自動車・器材等の使用については、公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員就業規約及び自動車・器材等貸出要綱を遵守致しますので下記の通り使用許可を頂きたく申請いたします。

記

１、使用備品

２、使用期間

３、使用目的

４、その他特記事項

様式２

自動車・器材等使用許可書

年　　月　　日

【申請者】

会 員 番 号

会 員 氏 名　　様

公益社団法人習志野市シルバー人材センター

会　　長

下記の自動車・器材等の使用については、公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員就業規約及び自動車・器材等貸出要綱を遵守することを条件として下記の通り許可を致します。

記

１、使用備品

２、使用期間

３、使用目的

４、その他特記事項